出水市病院事業床頭台等設置運営事業者仕様書

1　病院概要

⑴　病院名　　出水総合医療センター

⑵　所在地　　鹿児島県出水市明神町５２０番地

⑶　病床数　　２７４床（令和元年５月１日現在）

３病棟（地域包括ケア病棟）	３０床
４病棟（一般病棟）	６０床
５病棟（一般病棟）	６０床
６病棟（回復期リハビリ病棟）	４４床
感染症病棟	４床
休床中	７６床

⑷　入院患者数　　１６４人（平成３０年度１日平均）

2　テレビ・ランドリーの概要（令和元年５月１日現在）

⑴　テレビ（床頭台・電子保冷庫）　　２００台

⑵　透析室用テレビ　　２０台

⑶　ランドリー　　洗濯機４台、乾燥機４台

⑷　売上実績（月平均）

年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
プリペイドカード売上	565,945 円	607,937 円	590,666 円
ランドリー売上	10,350 円	14,725 円	12,850 円

※ プリペイドカード（以下、カードという。）売上は、精算額を除いた実質売上

3　設置予定機器

⑴　設置予定機器、設置予定台数及び設置予定場所は下記のとおりとする。

	設置機器名	予定台数	設置場所	備考
1	床頭台	１９８台	３～６病棟	
2	液晶テレビ	１９８台	３～６病棟	床頭台組込
3	ベッドサイドアーム式テレビ	２５台	人工透析室	
4	冷蔵庫	１９８台	３～６病棟	床頭台組込
5	カードタイマー	１８５台	３～６病棟	床頭台組込 （特室 13 室不要）
6	ランドリー（洗濯機・乾燥機）	４組	３病棟・５病棟	
7	カード販売機	４台	３～６病棟	
8	カード精算機	２台	４・５病棟	

⑵　設置機器の搬入、設置に係る費用は、すべて事業者が負担すること。

4　設置に関する条件等

⑴　当院では、地方自治法第２３８条の４第７項の規定に基づき、床頭台等を専門業者が設置運営することを許可するものである。

⑵　使用許可期間は、令和元年１０月１日から令和６年９月３０日までとする。

⑶　カードによる患者使用については、病室のみとし、人工透析室は無料の患者使用とする。

5　使用料に関する条件

⑴　使用料としてカード売上金額及びランドリー等現金売上金額に使用料率を乗じて得た金額を当院に納付すること。

⑵　使用料率は、各事業所の提案によるものとする。（百分率により提案すること。）

⑶　毎月事業者がカード売上額の検収、精算を行い、内訳を示した上で毎月１回使用料を納付すること。

6　設置予定機器に関する条件

⑴　床頭台

ア　幅５００㎜、奥行き５００㎜、高さ１，７００㎜程度のものとし、上部に収納棚、中間にテレビ設置用領域とスライドテーブル、下部に冷蔵庫設置用領域と引出しを有すること。（上部収納の扉は、観音扉を想定している。）

イ　テレビ視聴に配慮した機能を有すること。

ウ　ベッド周辺での医療行為等の妨げにならないものであること。

エ　キャスター付きで移動可能であること。

オ　キャスターは、四輪ロックできること。

カ　タオル掛けを左右に１つずつ付けること。

キ　転倒防止に配慮されていること。

ク　鍵付き引出しを設置し、貴重品等が管理できるような構造とすること。鍵を紛失した場合は、容易に鍵を交換できるものであること。

ケ　鍵の破損、紛失時に対応できるマスターキー等を病棟ナースステーションに備えること。鍵の修理及び交換は、無償対応とすること。

コ　鍵は、所持しやすいようなものを付する等、紛失防止の対策がされていること。

サ　テレビ、冷蔵庫が有料利用となる床頭台については、次の仕様のカードタイ

マーを内蔵すること。

① １台でテレビ、冷蔵庫の管理が可能なこと。

② カードの残度数が表示されるものであること。

③ 当院で購入したカードのみ利用できること。

※構造等について、修正を依頼する場合がある。

⑵ 液晶テレビ

ア 画面サイズは、１９インチ程度であること。

イ 地上波デジタル放送及びBSデジタル放送を視聴できること。

ウ アーム式の固定具を使用し、角度調整（上下左右）が可能であること。

エ テレビ本体は、床頭台の上面にアーム等で取り付けし、テレビ未使用時に上へ移動可能なこと。

オ アーム等の安全性及び耐久性について十分配慮されていること。

カ リモコンは、ワイヤレスとし、操作が容易なこと。また、他のテレビへの干渉防止が施されていること。

キ イヤホン差込口が前面もしくは側面にあること。ただし、側面の場合は、端子位置がわかるように表示すること。なお、イヤホンは、院内売店での販売が可能であること。

ク 利用料金の支払いは、カード方式とする。

ケ 透析室用テレビ

① 画面サイズは、１３インチ程度であること。

② ベッドサイドアーム式テレビであること。

③ アーム部は、自由に画像を動かせるよう複数箇所稼働できる構造を有すること。また、必要な取付器具を準備してベッドに設置すること。

④ アーム等の安全性及び耐久性について十分配慮されていること。

⑤ 利用料金は、無料とする。

⑶ 冷蔵庫

ア 床頭台に収納すること。

イ 容量は２０L以上であること。

ウ 騒音、振動が少なく、冷蔵庫内の清掃及びメンテナンスが容易であること。

エ 引出しタイプの冷蔵庫で開閉しやすいものであること。

オ 稼働中の際は、ランプ等一目で目視確認ができる機能を搭載していること。

カ 利用料金の支払いは、カード方式とする。

⑷ ランドリー(洗濯機・乾燥機)

ア ランドリー機器は、下部に洗濯機、上部に乾燥機を１組とすること。

イ 全自動洗濯機及び乾燥機の容量は、４．５kg以上とする。

ウ　省エネ、節水、低騒音であること。

エ　機器のボタン操作は、利用者に分かりやすい仕様とすること。

オ　清掃が保てるものであること。

カ　料金支払いは、硬貨とカードを使用できること。

キ　３病棟及び５病棟の当院が指定する専用スペースに２組ずつ設置すること。

⑸　カード販売機

ア　販売金額は１枚１，０００円とし、内税方式とすること。

イ　カードは、他施設の使用ができないものであること。また、テレビ、冷蔵庫、洗濯機及び乾燥機が同一カードで利用できること。

ウ　集計時の販売数、販売金額を記録できる機能を有し、その記録を出力できること。

エ　３～６病棟に各１台設置すること。

オ　床面への設置型とし、転倒や防犯対策を講じること。

⑹　カード精算機

ア　１０円単位で精算できること。

イ　集計時の精算額を記録できる機能を有し、その記録を出力できること。

ウ　３病棟及び５病棟に各１台設置すること。

エ　床面への設置型とし、転倒や防犯対策を講じること。

7　院内放送

⑴　テレビの空きチャンネルを利用、入院（病院）案内放送用のチャンネルを利用する等、利用者がカードを必要とせず、無料で視聴できるシステムを提案すること。入院（病院）案内は、１０分程度とする。また、入院案内とは別に５分程度の案内（医療安全対策等）ができるようにすること。

⑵　入院（病院）案内等については、必要に応じて更新が発生するため、容易に見直しができる仕様にすること。

8　設置予定機器の利用料金（消費税及び地方消費税を含む）に関する条件

現在の利用料金を下回らないものとする。

⑴　カードの料金

販売価格は、１枚１，０００円とすること。

⑵　テレビ・冷蔵庫

ア　特室（１３室）のテレビ・冷蔵庫については、利用料金を無料とすること。

イ　人工透析室のテレビの利用料金は、無料とすること。

ウ　一般病室のテレビ･冷蔵庫については､利用料金を以下のとおりとすること。

① テレビは、１，０００円で１，３００分以上視聴可能な設定とすること。

② 冷蔵庫は、１００円で２４時間作動する設定とすること。

⑶ 洗濯機及び乾燥機

硬貨、カードの両方が利用できるものとする。

ア 洗濯機の料金は、１工程当たり１００円とする。

イ 乾燥機の料金は、３０分当たり１００円とする。

9 保守管理体制に関する条件

⑴ 清掃業務に関する条件

ア 設置機器物品等の品質を最善の状態に保つように清掃、消毒等の維持管理を行うこと。

イ 当院職員等から清掃等の要望があった場合は、速やかに対応すること。

ウ 原則として休日（土、日及び祝日）を除く月～金曜日に行うものとする。業務時間、年末年始等長期休暇の体制については、提案すること。

エ 利用者や当事業運営に支障が生じないよう、清掃体制に応じた床頭台等の予備を各病棟に設置すること。

オ 設置機器の使用方法、料金等が簡単にわかる利用案内（取扱説明書）を床頭台に用意すること。

⑵ 保守管理体制に関する条件

ア トラブルを未然に防止し、良好な状態を維持するために必要な定期点検を行うこと。

イ 設置機器等の不具合発生、故障、破損時は、修理、予備機への交換等速やかに対応すること。

ウ 患者等又は当院職員からの意見、苦情に対応でき、サービスの向上に努める体制が整備されていること。

エ カード販売機・精算機の管理(カード補充、精算金補充)を行うこと。

オ 休日、年末年始問わず、連絡が取れる体制があること。

カ 衛生管理及び感染症対策関係法令を遵守すること。

キ 上記の他、さらに充実した業務体制がある場合は、提案すること。

１０ 費用負担

経費負担は、下記のとおりとする。

⑴ 事業者の負担とするもの

ア 設置運営に伴い必要となる各種申請、手続

イ NHK 受信料及び契約事務諸費用（BS 放送分含む）

ウ　床頭台等の保守管理に関する一切の費用

エ　故意又は重大な過失なく発生した、当院職員による床頭台及び機器の破損に対する修繕等の復旧費用

オ　落雷や停電による機器の破損に対する修繕等の復旧費用

カ　床頭台等の運営に当たり利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

キ　使用許可期間の満了若しくは使用許可の取消等により、機器及び周辺設備を撤去する場合の撤去に係る費用

ク　その他運営に係る経費

⑵　光熱水費については、当院が負担する。

１１　その他

⑴　使用許可期間の満了若しくは使用許可の取消等により、機器及び周辺設備を撤去する場合、カード精算機については一定期間残留した後に撤去すること。

⑵　使用許可期間中に設置機器、台数、設置場所等に変更の必要がある場合、病院と事業者が協議のうえ、詳細を決定するものとする。

⑶　この基本仕様書に記載する設置条件に定めのない事項については、別途、協議する。